

第1回 東京都建築安全マネジメント推進協議会 議事概要

1. 日時

令和2（2020）年11月25日（水曜日）10時00分～12時00分

2. 場所

東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場

3. 議事

（1）東京都からの説明

- ①東京都建築マネジメント計画の改定について
- ②現行計画の取組状況
- ③社会状況の変化と新たな課題

（2）各団体からの報告

- ①建築確認の電子化における取組（日本ERI株式会社）
- ②建築確認におけるBIM活用推進協議会令和2年度活動内容
(一般財団法人日本建築センター)

（3）意見交換

【現行計画の取組状況関連】

- 指定確認機関への立入調査は、資料の準備の関係などあるかと思うが、できるだけ事前に予告しないで行ったほうがよいのではないか。
→ 指定確認検査機関への立入調査については、準備等の問題もあるが、ご意見は参考にさせていただく。
- 建築士事務所の業務の適正化について、安全な建物を推進するための建築主への啓発としてどのような周知を行っているのか。例えば、レオパレス21社の施工物件に係る問題では、エンドユーザーに向けて、工事監理をしっかり行うことが重要であること、そのためには建築士がしっかり管理しなければならないことなどの周知を都からも行ってもらうとありがたい。
→ 工事監理の重要性については、国の方では規則等の改正が行われた。都では、完了検査時に見えない箇所の写真を付けて検査に臨むよう、確認済証を交付する際にパンフレットを渡し検査への対応の協力を求める取組を行っている。また、都内の他の特定行政庁にも同様の対応を行うよう働きかけている。
- 違反建築物について、摘発されたが是正されてないものへの対応はどうなっているのか。
→ 違反建築物に関するパトロールを定期的に行うとともに、通報があった場合は現場に足を運び是正するよう指導している。指導等の途中のものもある中での件数となっている。
- 高度経済成長期の建物の建替時期であり、アスベストが市中にはらまかれていよう、大気汚染防止法の改正に伴っての動きと合わせて、対応策を講じてほしい。
→ 大気汚染防止法の改正に伴い、環境行政と建築行政が連携し、情報（例えば、建築時の建

物の情報、リサイクル法に基づく届出の情報等) の提供など取り組んでいく。

- コロナ禍で換気量をどのくらいにすればよいかエンドユーザーから質問が来ている。厚生労働省や国土交通省でそれぞれ指針があるようだが、例えばその指針の内容を都がまとめて指針を出すなど設計側にフィードバックしてもらうと混乱が少なくなるのではないかと考えるが都の考えを教えてほしい。
→ 換気については、厚生労働省から大規模な商業施設における対応について今年4月に示され、換気設備の点検や1人当たり30m³の換気量を確保する等の周知が行われている。建物床面積3000m²以上の場合は建物管理者の義務、3000m²未満は努力義務となっている。建築行政においても、定期報告において換気量の確認を行っている。どのように皆様に情報をお届けしたらよいか、ご意見をいただきながら対応について検討していきたい。

【社会状況の変化と新たな課題関連】

- 資料において、計画的に行政手続きのデジタル化を進めていくとあるが、具体的な時期などの計画があれば教えてほしい。
→ スケジュールについては、次回(第2回)の協議会でお示ししたい。
- 建築確認の電子化の推進における東京消防庁の取組で、申請書類の送達方法の課題を検討中であるが具体的な検討内容を知りたい。
→ DXに対応するよう民間や行政のデータを受領できる方策等を検討している。主なやり方としては、建築確認申請のデータをそのままもらい消防庁内で審査又は同意をさせていただく方法と、各機関のシステムのユーザーとして各機関のシステムに入らせてもらい、そのシステムの中で消防が審査する方法の2通りが考えられる。

東京消防庁としては、都と連携して、先駆的な検証含めて各機関の協力の下、様々な検証していきたい。(東京消防庁)

- 東京都建築士事務所協会では、12月から設計図書の電子保存事業をNTT東日本と共同で事業実施を検討中。問題となっているのは、電子署名やタイムスタンプ。今後電子署名不要の動きが進めばタイムスタンプも不要となるのか、また、電子署名が不要となった場合の設計図書の真正性の担保の方法教えてほしい。
→ 現在パブコメ段階のため、確定情報ではないことが前提となるが、これまで押印に替えて電子署名が位置付けられていたので、押印が不要となれば電子署名が不要となり、これに伴い長期タイムスタンプも不要、と資料に記載されている。

図書の原本性の確保については、具体的な議論ができていない状況だが、2つの方法があるのではないかと考える。ひとつは、図書保存システムを構築することで、確認済証を交付したときの図書のデータと同じ状態であることを証明する方法、もう一つは、現状のやり方に沿った方法として、機関が電子署名をし、タイムスタンプを引き続き打ち続けることで、確認済証を交付したタイミングの機関の署名で原本性を証明していく方法である。(日本ERI)

- デジタル化に向けた取組等を進めていく上で、スキルを持った方を育成していく、という

ことも考えてほしい。なりすましなどの問題への手立てを講じてほしい。

→ 人材育成については、国の取組や民間機関の方の声も聴きながら対応について検討していきたい。また、なりすましや不正アクセス等への対応について、デジタル化を進めていく上で重要な事項と捉えており、今後取り組んでいきたい。

○ 新たな課題として BIM について取り上げているが、安全マネジメントとの関係をどう位置付けて進めていくのか。

→ BIM については、今後建築確認においても活用されることも念頭に、建築確認等の電子化と合わせて BIM についての取組も、都、都内の行政機関、民間指定確認機関、設計・施工・維持管理など建築関係の皆様と取組を進めていきたい、ということで新たな課題として取り上げた。

○ 3 次元データの BIM を行政体のネットワークにおいてセキュリティも考慮して活用する場合、通信インフラの充実が必要なのではないか。

→ 建築確認等における BIM 導入においては、セキュリティ面に配慮し LGWAN を活用し対象情報を精査の上、建築確認での BIM 導入の検討をしていく予定。今後は検討事項として進捗を報告していく。

○ BIM のビューアーの検討をしているとの発表があったが、BIM の取組としてどのくらいの進展・整理がなされているのか。

→ 事務局で把握している範囲では、指定確認検査機関、国交省、設計団体、行政が連携し建築確認における BIM 活用の検討中で実際の審査上の必要情報の精査をしており、今年度及び来年度にかけて検討を進めているところ。まずは事前審査の段階で導入が検討されている。

現在、一部の審査機関が BIM ソフトを購入し、それぞれのソフトの操作を習得して事前審査への活用を始めているという状況だが、よりその活用を推進していくために、審査側、設計側の双方で共通利用可能なビューアーがあることが望ましく、そのビューアー仕様（具備すべき機能等）について、協議会で検討をしている段階、ときいている。（日本建築センター）

以上